

軽自動車税減免基準

障害名	所有者区分	身体障害者手帳		戦傷病者手帳	
		本人運転	生計一運転	本人運転	生計一運転
視覚障害	本人所有 又は 同一生計者所有	交付日:H30. 6. 30以前	1～3級及び4級の1	特項～4項症	特項～4項症
		2級の2又は3級の2			
		交付日:H30. 7. 1以降			
		2級の3・4又は3級の3・4			
聴覚障害	本人所有 又は 同一生計者所有	2級又は3級	2級又は3級	特項～4項症	特項～4項症
平衡機能障害	本人所有 又は 同一生計者所有	3級	3級	特項～4項症	特項～4項症
音声機能 又は 言語機能障害	本人所有 又は 同一生計者所有	3級	3級	特項～2項症	特項～2項症
上肢不自由	本人所有 又は 同一生計者所有	1級又は2級	1級又は2級	特項～3項証	特項～3項症
下肢不自由	本人所有 又は 同一生計者所有	1～6級	1～4級	特項～6項症・1～3款症	特項～3項症
		1～4級		特項～3項症	
体幹不自由	本人所有 又は 同一生計者所有	1～3級及び5級	1～3級	特項～6項症・1～3款症	特項～4項症
		1～3級		特項～4項症	
乳児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能運動障害	本人所有 又は 同一生計者所有	1級又は2級	1級又は2級		
乳児期以前の非進行性の脳病変による移動機能運動障害	本人所有 又は 同一生計者所有	1～6級	1～4級		
		1～4級			
心臓機能障害	本人所有 又は 同一生計者所有	1級又は3級	1級又は3級	特項～3項症	特項～3項症
じん臓機能障害	本人所有 又は 同一生計者所有	1級又は3級	1級又は3級	特項～3項症	特項～3項症
呼吸器機能障害	本人所有 又は 同一生計者所有	1級又は3級	1級又は3級	特項～3項症	特項～3項症
ぼうこう 又は 直腸の機能障害	本人所有 又は 同一生計者所有	1級又は3級	1級又は3級	特項～3項症	特項～3項症
小腸の機能障害	本人所有 又は 同一生計者所有	1級又は3級	1級又は3級	特項～3項症	特項～3項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	本人所有 又は 同一生計者所有	1級～3級	1級～3級		
肝臓機能障害	本人所有 又は 同一生計者所有	1級～3級	1級～3級	特項～3項症	特項～3項症
知的障害	本人所有 又は 同一生計者所有	療育手帳の障害の程度の記載欄に“A”又は“B1”と表示のある方又は、児童相談所又は障害者更正相談所において発行された“A”又は“B1”の判定書をお持ちの方			
精神障害	本人所有 又は 同一生計者所有	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の記載欄に“1級”と表示のある方			

(注)1 減免を受けることができるのは、普通自動車を含め1台のみです。

2 下肢不自由の障害をお持ちの方が他の部位にも障害をお持ちの場合、下肢不自由の障害の区分は重複する障害の合算後の等級によることとなります。